

中世の松浦(46) 鷹島海底遺跡

10月6日(土)から11月30日(金)まで長崎市立山の長崎歴史文化博物館で、日中国交正常化40周年・長崎県福建省交流30周年記念特別展「長崎文化の源流を訪ねて」が開催されます。

中国大陸の東南海岸に位置する福建省は、「海のシルクロード」の拠点として発展し、その繁栄はマルコポーロの『東方見聞録』にも記されています。

福建省の海上貿易商人が来日し、彼らが伝えた中国文化は、日本にも大きな影響を与えてきました。本特別展では、福建博物院に収蔵されている中国福建省の至宝を紹介するとともに、最近注目を集めている、水中考古学の成果や日本各地に伝来する文化遺産を通して、福建省と海外交流の窓口である長崎県との交流の歴史と、日中交流の歴史が紹介されます。

鷹島や小値賀などで、海底から引き揚げられた貿易品や沈没船から引き揚げられた遺物を中心に、長崎県各地に残る貴重な資料が展示されます。

また、東京国立博物館所蔵の五彩龍鳳文大皿や九州国立博物館所蔵の油滴天目茶碗など、あわせて約200点が展示されます。

松浦市からも鷹島神崎遺跡から出土した遺物のうち、てつほう・磁石・青銅製品・福建省産青磁碗・褐釉陶器四耳壺・石弾・石臼など46点が展示されます。



▲展示される青銅製飾金具の一部



図書館の
おすすめ本

市立図書館
☎ 0956-72-4677

松浦市ホームページで
「松浦市立図書館」を検索



『がんばる人ほど見落としている
「気づかい」の極意』

美崎栄一郎/フォレスト出版

「気づかい」は、される側にとっては自然で快適なもの。「それが大事なのは分かるけど…」。気づかいはコツがあるのです。筆者が身につけてきたその「コツ」が詰まっているこの一冊。様々な場面でのちょっとした「気づかい」が紹介されており、どれもすぐに試せるものばかりです。



『どうぶつがすき』

パトリック・マクドネル/あすなろ書房

ジェーンは動物が大好きな女の子。今日もチンパンジーのぬいぐるみと一緒に生き物の観察。いつかアフリカに住みたい。たくさんの動物と仲良くなりたい。そんな夢を持っています。何かが好きという思いを持ち続け、人生を切り拓いたジェーン・グドール氏のおはなし。

◆◆◆あかちゃん・子どものお気に入り◆◆◆

このコーナーでは図書館に来てくれたあかちゃんや子どもたちのお気に入りの1冊を紹介します。



調川町下免の松本颯真くん(9才)、
梨乃ちゃん(8才)、颯斗くん(4才)

【お気に入りの本】

『モンスター迷路』 キム・ブランデル、ジェニー・タイラー/さく PHP研究所
『たかこ』 清水真裕/さく 童心社
『ごはんとも』 荻田澄子/さく アリス館

【お母さんからひとこと】

図書館はよく利用させていただいています。子どもたちはわくわくしながら、それぞれ好きな絵本を選んできて、とても楽しそうに読んでいます。弟が選んだ絵本はお兄ちゃん、お姉ちゃんが読んでくれます。これからも子どもたちにはたくさんの絵本と触れ合ってもらいたいと思っています。

※図書館ではお母さんとあかちゃんの来館も大歓迎です！

平成 23 年 6 月に成立した「障害者虐待防止法」が、今年 10 月から施行されます。

この「障害者虐待防止法」には、障害者虐待を発見した人に通報義務が課せられることや、市町や県には虐待通報を受けた際の安全や事実の確認などの体制整備に関することなどが定められています。

詳しくは下記相談窓口までお問い合わせください。

平成 24 年 10 月から 「障害者虐待防止法」 が施行されます

○問合せ先 福祉事務所障害福祉係 ☎156、157

障害者手帳を取得していない人も対象です

障害者虐待防止法では、障害者基本法第 2 条第 1 号（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）のほか心身の機能の障害がある人であって、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの）に規定される人を障害者としています。そのため、障害者手帳をお持ちの人だけでなく、障害者手帳を取得していない人も対象となります。

虐待には 5 種類あります

- ①身体的虐待 身体に外傷が生じ、もしくは生じるおそれのある暴行を加え、または正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ②性的虐待 わいせつな行為をすること。また、わいせつな行為をさせること。
- ③心理的虐待 著しい暴言または、著しく拒絶的な対応、そのほかの障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④放棄・放任 衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による同様の行為など（ネグレクト）養護を著しく怠ること。
- ⑤経済的虐待 養護者または、障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分すること。そのほか当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

※養護者…生活の世話や金銭管理などを行っている家族や親族、同居人などのこと。

虐待者により通報先が決まっています

- 養護者、障害者福祉施設従事者などによる虐待 → 福祉事務所 障害福祉係
 - 使用者による虐待 → 福祉事務所 障害福祉係または長崎県障害者権利擁護センター
- ※使用者…障害者を雇用している事業主などのこと。

虐待の自覚は問いません

虐待している側は自覚せずに「しつけ」「指導」「療育」の名の下に不適切な行為を続けていることがあります。また、虐待を受けている障害者自身も、自分のされている行為が虐待と認識できない場合や、無力感から諦めてしまっていることもあります。周囲が積極的に介入しないと虐待が長期化したり、深刻化したりする危険性があります。虐待を見つけたらすみやかな通報をお願いします。

相談窓口

福祉事務所 障害福祉係
TEL 0956-72-1111（内線 156・157）
長崎県障害者権利擁護センター（長崎県障害福祉課内）
TEL 095-895-2453 FAX 095-823-5082
メール kenriyougo@pref.nagasaki.lg.jp

